証券コード　3934
2020年６月４日

株　主　各　位

大阪市中央区道修町一丁目５番18号
株式会社ベネフィットジャパン
代表取締役社長　佐　久　間　　寛

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　近時、日本政府による緊急事態宣言など、新型コロナウィルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。
　株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。
　お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ以下のいずれかの方法によって議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

［書面による議決権行使の場合］
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。
［インターネットによる議決権行使の場合］
当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://web54.net）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2020年６月25日（木曜日）午後６時までに、議案に対する賛否をご入力ください。
なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、３頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　大阪市中央区北浜１丁目８番16号
　大阪証券取引所ビル３Ｆ　北浜フォーラム　Ｂ・Ｃ室

３．目的事項
報告事項　１．第24期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第24期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

４．議決権行使についてのご案内

(1) 議決権行使書面において、各議案に対する表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

(2) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

(3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

＜株主様へのお願い＞

・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.benefitjapan.co.jp/）より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。

・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます)

・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対させていただきます。

・本総会においては、新型コロナウィルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.benefitjapan.co.jp/）に掲載させていただきます。

当社は、本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.benefitjapan.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表も含まれております。

昨年まで株主総会終了後にお土産をご用意しておりましたが、諸般の事情により、本総会より廃止させていただくこととなりました。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申しあげます。

１．議決権行使ウェブサイトについて
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　https://web54.net

２．議決権行使の方法について
上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

３．議決権行使のお取扱いについて
（１）議決権の行使期限は、2020年６月25日（木曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
（２）書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
（３）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
（４）パソコンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
４．パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて
（１）パスワードは、行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
（２）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
（３）議決権行使書に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
５．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
（１）本サイトで議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］ 0120（652）031（受付時間　9：00～21：00）
（２）その他のご紹介は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行　証券代行部
［電話］ 0120（782）031（受付時間　9：00～17：00　土日休日を除く）

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善で緩やかに回復していたものの、新型コロナウィルス感染が全世界に拡大した事により不透明感が極めて強い状態となっております。

当社グループは、経営方針を『情報通信サービスを中心にお客様のライフスタイルをもっと楽しく便利に！』と定め、その実現のために、一般顧客向けに、ＳＩＭカード、通信機器・コミュニケーションロボット及びコンテンツの中から最適なプランを企画・提案する「ＯＮＬＹＳＥＲＶＩＣＥ」と総称する総合的な通信サービスを提供しております。

当社を取り巻く環境においては、独自サービス型ＳＩＭ（注１）市場において、５Ｇサービスが今春より順次始まることや、ＩｏＴ関連のデバイスの提供が本格化していくことが見込まれるなど更なるマーケットの拡大が期待されております。また、サービスロボット分野では、当社が取り扱っているコミュニケーションロボットの家庭・店舗・オフィスなど多彩な活用シーンが注目されており、今後の市場拡大が期待されております。

このような状況の中、当社グループでは、ショッピングモールや百貨店での顧客獲得活動やＷＥＢ販路等の強化により、「ＯＮＬＹＳＥＲＶＩＣＥ」会員数を順調に伸ばすことができ、ストック収入においても大きく増加いたしました。また、当社は第２四半期連結会計期間末日において株式会社モバイル・プランニングの全株式を取得し、子会社化いたしました。同社は、自社運用サイトの「ＮＥＴＡＧＥ」、「九州ＷｉＦｉ」及び楽天市場、Ｙａｈｏｏ！ショッピング等でのモバイルＷｉ-Ｆｉのレンタル事業やＭＶＮＥ（注２）事業を行っております。また同社は、当社の従来ターゲットである長期利用者とは異なる短期利用者を主なターゲットとしており、これにより当社グループとしてより幅広い顧客のニーズに応えることが可能となりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は売上高7,701,280千円（前年同期比24.4％増）、営業利益1,124,017千円（同33.3％増）、経常利益1,118,579千円（同32.6％増）、親会社株主に帰属する当期純利益749,025千円（同28.0％増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、第１四半期連結会計期間より、従来、報告セグメントとして記載しておりました「契約加入取次事業」及び「天然水宅配事業」は量的な重要性が減少したため、「その他」に含めて記載しており、前年同期との比較は変更後の報告セグメントの区分に基づき記載しております。

【ＭＶＮＯ事業】

ＭＶＮＯ事業は、当社グループにおける主力事業であり、ルーターとＳＩＭカードをパッケージ化した「ＯＮＬＹＭｏｂｉｌｅ」、コミュニケーションロボットとＳＩＭカードをパッケージ化した「ＯＮＬＹＲＯＢＯ」の端末販売及び通信サービスの提供を行っております。また、それらの付帯サービスとして、インターネットオプションサービスやコンテンツ等の「ＯＮＬＹＯＰＴＩＯＮ」の提供を行っております。当社は、将来のストック収入増加や既に他社で開始されている通信料金と端末代金の分離プランの導入に備えるため、当第３四半期より「ＯＮＬＹＭｏｂｉｌｅ」の料金体系を変更し、短期的な利益と長期的な利益のバランスの見直しを行いました。

「ＯＮＬＹＭｏｂｉｌｅ」につきまして、ＷＥＢ販路代理店との取引拡大、「ＯＮＬＹＭｏｂｉｌｅＳｐｅｅｄｙ ｎｏｎｓｔｏｐ１００」などのヘビーユーザー向けプラン、代理店のオリジナルプランである「Ｏｎｌｙ Ｃｕｓｔｏｍｉｚｅ Ｐｌａｎ」の販売が好調に推移したことにより、大きく会員数を伸ばすことができました。また、国内も海外も利用できる「ＯＮＬＹＭｏｂｉｌｅ+ｗｏｒｌｄ」の販売を開始しました。特徴として、利用エリアや建物の環境によって最適な通信キャリアの回線を自動で選択することができ、また、面倒な手続きがいらず、電源を入れるだけで日本を含めた世界135の国や地域で使用することができます。さらに新たなＩｏＴデバイスとして、迫力の大画面とサウンドで映画や動画を手軽に楽しむことができるモバイルプロジェクターや、持ち運びが簡単で旅行・レジャー時などの利用シーンがイメージしやすいＧｏｏｇｌｅアシスタント搭載のワイヤレスポータブルスピーカーの販売を開始しました。

「ＯＮＬＹＲＯＢＯ」につきまして、シャープ社との協働によるタブレットと連動した当社オリジナルモデル版『ＯＮＬＹＲＯＢＯ ロボホン プレミアム』の販売を本格的に開始しており、順調に会員数が増加しております。催事開催においては、イベントスケジュールから来店予約ができるＷＥＢサイトを活用することで、交通アクセスが良い大都市での催事への効率的な集客ができるようになり、大都市を中心に効果的な開催機会を拡大させてきました。また、当社は９月に新宿高島屋、10月に大阪高島屋・ジェイアール名古屋タカシマヤの「ロボティクススタジオ」において「ＯＮＬＹＲＯＢＯ ロボホン プレミアム」を中心に様々なコミュニケ

ーションロボット・ＩｏＴ商品の販売を開始しました。これにより、顧客体験が可能な空間を創出し、対面でのサポート対応を充実させてまいります。

次に５Ｇ時代に一般的になるであろう「スマートホーム化」の動きを見据え、新たにカンタン手軽にスマートホーム化を実現できる「スマートホームサポート」を開始しました。このサービスは、家庭内の電化製品を、当社が扱うルーターやロボホン等のインターネットサービスを利用したネットワークで一括コントロールし、快適なライフスタイルを実現するもので、初期設定、電化製品への接続や困ったときの電話サポート、更に機器レンタル代を全て含んだサブスクリプション型のサービスになっております。

株式会社モバイル・プランニングにつきまして、新型コロナウイルスの感染拡大によるテレワーク導入企業の増加により、モバイルＷｉ−Ｆｉのレンタル需要が増え、法人からの申込が大幅に増加しました。

人材の確保については、新卒採用の環境が厳しいなか、採用基準の見直しやインターンシップを強化した結果、即戦力となる優秀な人材を多数採用することができ、販売数の増加に繋げることができました。

保有会員へのサービス向上策としては、前連結会計年度より「つながるカスタマーセンター」を目標として掲げ、サービス品質の向上に努めてまいりました。また、カスタマーセンターの人員増強、ＲＰＡの導入による顧客管理業務の効率化、サポートサービスの内製化等、顧客満足度の向上に努めてまいりました。

以上のことから、当連結会計年度末におけるＯＮＬＹＳＥＲＶＩＣＥの会員数は以下の通りとなりました。

		2020年3月末	2019年3月末	前年同月比
ＯＮＬＹＳＥＲＶＩＣＥ総会員数		117,300人	91,500人	28.1%増
	ＯＮＬＹＭｏｂｉｌｅ	87,800人	61,600人	42.5%増
	ＯＮＬＹＲＯＢＯ	8,600人	5,800人	48.6%増
	ＯＮＬＹＯＰＴＩＯＮ（※）	59,300人 （20,800人）	53,700人 （24,100人）	10.5%増

（※）（ ）内の人数については当社のＯＮＬＹＯＰＴＩＯＮのみを利用されている会員数となります。

その結果、売上高7,039,096千円（前年同期比28.9%増）、営業利益1,306,529千円（同35.1%増）となりました。

【その他】

その他については、主に天然水宅配事業とハウスベンダー事業を行っております。天然水宅配事業につきましては、営業活動を縮小しているため保有顧客数が減少し、売上高は減少したものの、一方で顧客維持の管理コストや減価償却費が減少したため、営業利益はほぼ横ばいとなりました。また、ハウスベンダー事業につきましては、売上高は微増したものの、営業利益は若干減少いたしました。

その結果、売上高662,183千円（前年同期比9.3%減）、営業利益145,902千円（同5.6%減）となりました。

（注1）独自サービス型ＳＩＭとは、独立系ＭＶＮＯがＳＩＭカードを活用し、独自の料金プランで様々な通信サービスを顧客へ提供する形態であります。

（注2）ＭＶＮＥとは、大手キャリアより回線を借り受けて、ＭＶＮＯに回線を卸す事業者のことであります。

セグメント別売上高

セグメント区分	第24期（2020年３月期）（当連結会計年度）	
	金額	構成比
MVNO事業	7,039,096千円	91.4%
その他	662,183	8.6
合計	7,701,280	100.0

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行６行と総額2,500,000千円の当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末における借入未実行残高は600,000千円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2019年９月30日に株式会社モバイル・プランニングの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 21 期 (2017年３月期)	第 22 期 (2018年３月期)	第 23 期 (2019年３月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
売上高(千円)	4,189,947	5,172,691	6,192,894	7,701,280
経常利益(千円)	660,649	739,235	843,303	1,118,579
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	455,636	509,909	584,996	749,025
１株当たり当期純利益（円）	78.02	86.97	99.28	127.05
総資産(千円)	3,344,461	4,249,171	5,423,932	7,686,898
純資産(千円)	2,454,844	2,970,011	3,513,434	4,216,294
１株当たり純資産額（円）	419.44	505.13	596.06	714.70

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
３．当社は、2017年７月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 21 期 (2017年３月期)	第 22 期 (2018年３月期)	第 23 期 (2019年３月期)	第 24 期 (当事業年度) (2020年３月期)
売上高(千円)	3,680,114	4,735,362	5,840,595	6,982,715
経常利益(千円)	556,136	641,897	751,525	1,055,041
当期純利益(千円)	379,043	435,212	523,530	747,694
１株当たり当期純利益（円）	64.90	74.23	88.84	126.83
総資産(千円)	3,232,028	4,203,765	5,400,419	7,536,507
純資産(千円)	2,501,000	2,941,470	3,423,427	4,124,956
１株当たり純資産額（円）	427.32	500.28	580.79	699.22

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
３．当社は、2017年７月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ライフスタイルウォーター	90,000千円	100%	天然水宅配販売
イープレイス株式会社	3,000千円	100%	スマートフォン契約加入取次販売
株式会社モバイル・プランニング	10,000千円	100%	モバイルＷｉ－Ｆｉのレンタル事業

（注）2019年９月30日に株式会社モバイル・プランニングの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、通信事業者として今後更なるシェア拡大を図るには、大手の行き届かないきめ細やかなサービスを提供し商品・サービスを拡充・強化していく必要があると考えております。

また、ＩｏＴ、ＡＩ、ロボット等の登場によりテクノロジーが急速に進化しており、また、５Ｇにより技術領域が拡大し、超高速・大容量、低遅延、多数同時接続が実現されることにより、今後新たなサービスが多く創出されようとしております。

しかしながら、その恩恵を享受するのは、通信機器に精通した方など限定的であり、新たなテクノロジーを体験する“きっかけ”を創出する必要があります。

そこで、当社グループでは、「全ての人々にテクノロジーの恩恵を」というビジョンを掲げ、顧客体験の機会を拡大することで、当社がテクノロジーを社会に広げる架け橋になることが使命であると考えております。

そのためには、以下の事項を対処すべき課題として認識し、「情報通信サービスを中心にお客様のライフスタイルをもっと楽しく便利に！」という経営方針に沿って、継続的な成長を実現するため、各課題に取り組んでまいります。

① 商品・サービスの拡充・強化

テクノロジーの急速な進化により、新たな商品・サービスが登場し、顧客のニーズはますます多様化しており、当社グループが更なる成長を遂げるには、マーケットの成長を予測し時代を先取りした高付加価値商品の企画・設計を行い積極的に導入する必要があると考えております。

当社グループでは、コミュニケーションセールスによるイベント販売を通じて消費者の様々な直の声を吸い上げ情報・データを集積し商品開発、マーケティングに活用できる一方で、全国３拠点のカスタマーセンターで、11万人を超える自社会員の利用状況や問合せ、要望・ニーズなど情報・データを集積することで新たな商品・サービス開発へ活かすことができ、その双

方からの情報を分析して高付加価値商品を創出する体制を今後更に強化してまいります。
また、市場のリサーチ並びにコミュニケーションセールスとカスタマーセンターで情報を集積した消費者・自社会員双方の要望・ニーズからマーケティングを行い、新商品の企画・設計を行う専門部署を設置し、更なる体制強化を図ってまいります。
このような体制下、今後当社グループでは以下の事項に取り組んでまいります。

イ．今後普及すると予測されるスマートホーム化の動きを見据え、顧客がより安心・快適なライフスタイルを実現できる、モバイルＷｉ-ＦｉやロボホンとＩｏＴデバイスを組み合わせたサービスを検討し、簡単・手軽にスマートホーム化を実現できるスマートホームサービスを拡充してまいります。
今後におきましては、スマートホーム化を促進する様々なサービスを展開しインターネットと家電を繋ぐＩｏＴコンシェルジュとして、総合的に提案・アフターフォローできる体制を構築してまいります。

ロ．今後のレンタル需要や企業のテレワーク需要拡大を見据え、医療、法人、教育現場向けのサービスを導入するなど顧客の多様なニーズに対応したサービスを拡大する必要があると考えております。
また、新型コロナウィルスによる感染が収束しインバウンド需要が回復に向かうことを見据え、訪日外国人向けのサービスを拡大できる体制を事前に備えておく必要があると考えております。特に、訪日ベトナム人は年間38万人を超え、2018年度において訪日外国人の中で最も高い伸び率となっていることから、訪日ベトナム人向けモバイルＷｉ-Ｆｉレンタルサービスを導入しシェア拡大を図ってまいります。

② 人材・代理店の確保

当社グループが今後更なる成長をするための源泉として、人材の育成・強化が必要であると考えております。当社グループの従業員については、ＩｏＴコンシェルジュとしての役割を担うための育成が必要であると考え、ＩｏＴ関連資格の受講のための研修を導入するなど、様々な人材強化策を実施することで、長期に亘って活躍できる人材の確保、育成により顧客の多様なニーズに対応し、ホスピタリティを持った接客を浸透させてまいります。
また、今後においても継続的に活動できる代理店の確保並びに代理店の拡大に取り組むことが重要課題であると考えております。当社グループでは、クラウドＳＩＭの技術を活用したサービス展開を中心に、ＷＥＢ販路の代理店によるＯｎｌｙ Ｃｕｓｔｏｍｉｚｅ Ｐｌａｎを企画・提案し、新規件数増加を図ってまいります。

③ 催事開催機会の拡大

当社グループは、話題性の高い商品を取り扱う事やイベントスケジュールをネット広告にて配信する事により、催事開催店舗の集客への貢献、来店した顧客に対しては新たなテクノロジーを体験できる空間や商品・サービスの魅力などを発信する事で店舗との良好な関係を構築し、新規催事開催店舗の開拓及び獲得効率の高い優良店舗での開催数を増加させることにより、催事開催機会の拡大を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

事業区分	事業内容
ＭＶＮＯ事業	モバイルデータ通信サービス、インターネットオプションサービス及びコンテンツの提供、モバイルＷｉ－Ｆｉのレンタル事業
その他	モバイルデータ通信サービス等の契約加入取次、天然水宅配サービス、ハウスベンダー事業

(6) 主要な事業所（2020年３月31日現在）

①　当社

名称	所在地
本社	大阪府大阪市
東京事業所	東京都品川区
大阪事業所	大阪府大阪市

②　子会社

名称	所在地
株式会社ライフスタイルウォーター	大阪府大阪市
イープレイス株式会社	大阪府大阪市
株式会社モバイル・プランニング	東京都中央区

(7) 使用人の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
MVNO	143（ 25）名	35（ 5）名
その他	3（ 6）	－（ 1）
全社（共通）	11（ 2）	1（ 1）
合計	157（ 33）	36（ 7）

（注）１．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

３．当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については前連結会計年度の数値を変更後の区分方法に組み替えて比較しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
143（21）名	23名増（１名減）	30.1歳	5.1年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	572,002千円
株式会社りそな銀行	662,998
株式会社滋賀銀行	100,000
株式会社みずほ銀行	235,000
株式会社紀陽銀行	300,000
三井住友信託銀行株式会社	300,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　20,000,000株

② 発行済株式の総数　　5,899,719株（うち自己株式356株）

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は4,950株増加しております。

③ 株主数　　1,781名

④ 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
佐久間寛	1,406,500 株	23.84%
有限会社サクマジャパン	1,221,000	20.70
株式会社リトル・アイ	876,000	14.85
株式会社ブロードピーク	817,500	13.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	299,100	5.07
吉本正人	69,773	1.18
高橋憲昭	48,000	0.81
佐久間範子	45,000	0.76
小岩井壮	40,100	0.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	38,300	0.65

（注）持株比率は自己株式（356株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		2014年７月15日	2015年３月17日
新株予約権の数		8,850個	11,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 26,550株 (新株予約権１個につき ３株)	普通株式 33,000株 (新株予約権１個につき ３株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 600円 （１株当たり 200円）	新株予約権１個当たり 600円 （１株当たり 200円）
権利行使期間		2016年７月23日から 2024年６月22日まで	2017年３月18日から 2025年３月16日まで
行使の条件		（注）２	
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 3,500個 目的となる株式数 10,500株 保有者数 １名	新株予約権の数 1,200個 目的となる株式数 3,600株 保有者数 ２名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

（注）１．2017年７月１日付で行った１株を３株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

２．行使の条件は、以下のとおりであります。

(1)新株予約権者は権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(2)新株予約権の相続はこれを認めない。

(3)その他権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(4)譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐久間　寛	株式会社ライフスタイルウォーター代表取締役社長 株式会社モバイル・プランニング取締役
常務取締役	吉本　正人	営業本部長兼東日本事業部長 イープレイス株式会社代表取締役社長 株式会社モバイル・プランニング取締役
取締役	松下　正則	管理本部長兼総務部長 株式会社ライフスタイルウォーター取締役 株式会社モバイル・プランニング取締役
取締役	長谷川直文	営業本部西日本事業部長
取締役	吉田憲正	
常勤監査役	竹井一茂	株式会社ライフスタイルウォーター監査役 株式会社モバイル・プランニング監査役
監査役	平野惠稔	弁護士法人大江橋法律事務所　パートナー
監査役	三嶋政美	税理士法人ＣＲＯＳＳＲＯＡＤ　代表社員

（注）１．取締役吉田憲正氏は、社外取締役であります。
２．監査役平野惠稔氏及び三嶋政美氏は、社外監査役であります。
３．監査役三嶋政美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．取締役佐久間寛氏、吉本正人氏及び松下正則氏は、2019年９月30日付で株式会社モバイル・プランニングの取締役に就任いたしました。
５．監査役竹井一茂氏は、2019年９月30日付で株式会社モバイル・プランニングの監査役に就任いたしました。
６．当社は、取締役吉田憲正氏、監査役平野惠稔氏及び三嶋政美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取締役 （うち社外取締役）	5名 （1）	87,682千円 （3,600）
監査役 （うち社外監査役）	3 （2）	10,200 （4,800）
合計 （うち社外役員）	8 （3）	97,882 （8,400）

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．上記のほか、使用人兼務取締役（３名）の使用人分給与（賞与を含む。）を24,957千円支払っております。

3．取締役の報酬限度額は、2015年11月18日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

4．監査役の報酬限度額は、1999年５月25日開催の第３回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

5．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

当事業年度における役員賞与引当金の繰入額12,940千円（取締役２名に対し12,940千円）。

6．上記の報酬等の額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額（取締役３名に対し599千円）を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役吉田憲正氏は、他の法人等の重要な兼職は行っておりません。

・監査役平野惠稔氏は、当社が顧問契約している弁護士法人大江橋法律事務所のパートナーでありますが、当社の顧問業務には一切関与しておりません。

・監査役三嶋政美氏は、税理士法人ＣＲＯＳＳＲＯＡＤ代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取締役　吉　　田　　憲　　正	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全てに出席し、他社での豊富な企業経営経験と高い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　平　　野　　惠　　稔	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全てに出席、監査役会12回のうち全てに出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
監査役　三　　嶋　　政　　美	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全てに出席、監査役会12回のうち全てに出席し、会計の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,600千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項に定める同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役及び使用人は、「BJグループ行動規範」を率先垂範するとともに当社グループにおける企業倫理の確立、法令、定款及び社内規程の遵守に努める。

(b) 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる重要決定事項の通達、実務上の課題の洗い出しならびに問題点の検討を行うとともに、日常的な啓蒙活動や研修等を通じて、全社的な「BJグループ行動規範」の徹底を推進する。

(c) 法令・定款等に違反する、あるいは疑義のある行為等を発見したときは、直接通報・相談を受ける体制として内部通報窓口を設置し、内部通報制度の実効を図る。通報・相談を受けた内部通報窓口担当者は直ちに内容を調査するとともにコンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は再発防止策を検討し、全社的に再発防止策を実施させる。

(d) 当社は、反社会的勢力との関係を遮断するとともに、顧問弁護士や所轄警察署等の社外専門組織と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 情報の不正使用及び漏洩の防止を徹底すべく、「情報管理規程」に基づき、効果的な情報セキュリティ対策を推進する。

(b) 取締役は、重要な文書等の情報を法令ならびに「文書管理規程」及びそれに関連する各規程及びマニュアルに従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に適切に記録又は保存管理し、取締役・監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとする。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施する。

(b) 当社はリスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社グループのリスク管理の実施について監督する。

(c) 事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。

(d) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から特に重要なものについては取締役会において報告する。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)　取締役会を取締役の業務執行状況を監督する機関と位置づけ、原則として毎月１回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

(b)　取締役会は、当社グループの中期経営計画ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。

(c)　迅速かつ的確な経営判断を補完する機関として、経営会議を毎月１回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営課題の検討および報告を行う。

ホ．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a)　子会社における業務の適正を確保するため、当社グループ全てに適用する行動指針として、「BJグループ行動規範」を定め、グループ企業各社が当該指針に則った企業運営、コンプライアンスを徹底した企業活動を行うよう指導するとともに、各社における諸規程の整備を支援する。

(b)　当社は、子会社の効率的な業務運営の確保と適切な監督により、その健全な成長を支援することを目的として、当社グループ共通の「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

(c)　監査役は、網羅的観点からモニタリング及び監査を実施し、改善を促すとともに、その結果を当社グループ各社に報告する。

ヘ．財務報告の信頼性を確保するための体制

(a)　当社は、信頼性のある財務報告を作成し、その適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準、同実施基準」に則り、内部統制システムを整備・運用する。

(b)　当社グループは、内部統制システムが適正に機能していることを常に評価し、不備があれば、必要な是正を行い、改善を図る。

ト．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役は、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を配置し、当該使用人の取締役からの独立性確保に努めることとする。

チ．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

(a)　監査役は、取締役会及び経営会議に出席し、代表取締役および業務執行担当取締役より業務執行状況の報告を受ける。

(b)　監査役の職務の効果的な遂行のため、取締役または使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社グループに事業運営上、重大な影響を及ぼす事項ならびに業務執行の状況について報告する。

(c)　取締役及び使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合、迅速かつ的確に対応することとする。

(d)　取締役は、「内部通報規程」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。当該規程には、通報をした従業員等が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがない旨を、その内容に含めるものとする。

リ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)　監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査室とそれぞれ定期的または随時に意見交換を実施する。

(b)　監査役は、監査の実施にあたり、必要に応じて独自に外部の専門家の助言を受けることができる。

(c)　監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき当社の負担により精算するものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

イ．当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「BJグループ行動規範」を定めるとともに全役職員に周知徹底を図っております。

ロ．当社は、コンプライアンス意識の向上として、使用人に対して年１回以上コンプライアンス研修を実施、コンプライアンス委員会を四半期に一度開催し、当社に関連する法令遵守についての認識強化、関連法令の改正があった場合についてはその改正点の確認を実施し、さらなる法令遵守の認識を深めております。業務上の課題の洗い出しや問題点の検討、審議した結果について部門責任者へ通達し、改善に向けた取り組み内容について、部門責任者から報告を受け、取り組み内容の進捗確認を実施しております。

また、当社は不正行為等の防止、早期発見及び是正のための内部通報制度を設けております。

ハ．当社は、当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、リスクマネジメント委員会を年２回、上期と下期にそれぞれ開催し、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえた当社全体に関わるリスクを把握・評価し当社グループ全体のリスク管理を行っております。

ニ．取締役は、取締役会において適時適切な報告を受けることで、迅速かつ適正な意思決定を行っております。意思決定及び報告については、「取締役会規則」に基づいて実施し、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づいて、作成、保存、管理及び廃棄を行っております。

ホ．社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議その他の重要会議への出席を通じて、内部統制の構築及び運用状況を確認しております。また、会計監査人、内部監査室、取締役と定期的に情報・意見の交換を行い監査の実効性を高めております。

ヘ．内部監査室は、内部監査計画に基づき当社グループの内部統制の整備・評価を実施し、その結果を代表取締役社長へ報告、必要に応じ、監査役と連携を図り改善策の指導・支援を実施しております。

ト．反社会的勢力の要求に対しては断固たる姿勢を持って取り組む体制を整備し、契約書等への反社会的勢力排除条項の記載を継続しております。

チ．当社は当事業年度において、代表取締役社長含む全役職員を対象として、インサイダー取引防止のための社内研修を実施し、コンプライアンスに対する意識の向上にも努めております。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**7,019,851**	**流動負債**	**3,231,361**
現金及び預金	1,164,626	支払手形及び買掛金	213,511
受取手形及び売掛金	867,161	短期借入金	1,900,000
割賦売掛金	5,063,391	１年内返済予定の長期借入金	60,000
商品	121,429	リース債務	482
その他	33,124	未払金	545,128
貸倒引当金	△229,881	未払法人税等	267,446
固定資産	**667,046**	賞与引当金	81,236
有形固定資産	**38,136**	役員賞与引当金	17,940
建物附属設備	21,350	株主優待引当金	1,317
工具器具備品	14,293	その他	144,297
リース資産	2,492	**固定負債**	**239,242**
無形固定資産	**363,070**	長期借入金	210,000
のれん	336,036	リース債務	2,249
その他	27,033	資産除去債務	26,993
投資その他の資産	**265,840**	**負債合計**	**3,470,604**
投資有価証券	8,000	(純資産の部)	
長期貸付金	53,876	**株主資本**	**4,216,294**
繰延税金資産	125,609	**資本金**	**612,359**
その他	153,180	**資本剰余金**	**235,739**
貸倒引当金	△74,825	**利益剰余金**	**3,368,566**
		自己株式	**△370**
		純資産合計	**4,216,294**
資産合計	**7,686,898**	**負債純資産合計**	**7,686,898**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から 2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		7,701,280
売上原価		3,057,745
売上総利益		4,643,534
販売費及び一般管理費		3,519,516
営業利益		1,124,017
営業外収益		
受取利息及び配当金	105	
貸倒引当金戻入額	1,250	
受取事務手数料	352	
その他	1,357	3,065
営業外費用		
支払利息	5,088	
事務所移転費用	3,380	
その他	34	8,503
経常利益		1,118,579
特別損失		
固定資産除売却損	211	
システム開発中止に伴う損失	13,475	13,686
税金等調整前当期純利益		1,104,892
法人税、住民税及び事業税	384,931	
法人税等調整額	△29,064	355,867
当期純利益		749,025
親会社株主に帰属する当期純利益		749,025

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当連結会計年度期首残高	611,864	235,244	2,666,695	△370	3,513,434	3,513,434
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当			△47,155		△47,155	△47,155
親会社株主に帰属する当期純利益			749,025		749,025	749,025
新株の発行（新株予約権の行使）	495	495			990	990
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					－	－
当連結会計年度変動額合計	495	495	701,870	－	702,860	702,860
当連結会計年度末残高	612,359	235,739	3,368,566	△370	4,216,294	4,216,294

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**6,628,099**	**流動負債**	**3,039,300**
現金及び預金	924,337	買掛金	147,516
受取手形	11,600	短期借入金	1,900,000
売掛金	703,666	１年内返済予定の長期借入金	60,000
割賦売掛金	5,063,391	未払金	524,831
商品	121,429	未払費用	17,077
前払費用	19,296	預り金	15,471
その他	7,129	賞与引当金	72,388
貸倒引当金	△222,752	役員賞与引当金	12,940
固定資産	**908,407**	リース債務	482
有形固定資産	**36,435**	未払法人税等	219,198
建物附属設備	21,350	株主優待引当金	1,317
工具器具備品	12,592	その他	68,077
リース資産	2,492	**固定負債**	**372,249**
無形固定資産	**24,778**	リース債務	2,249
その他	24,778	長期借入金	210,000
投資その他の資産	**847,193**	関係会社長期借入金	160,000
投資有価証券	5,000	**負債合計**	**3,411,550**
関係会社株式	602,200	(純資産の部)	
長期貸付金	53,876	**株主資本**	**4,124,956**
長期前払費用	1,948	**資本金**	**612,359**
関係会社長期貸付金	64,322	**資本剰余金**	**235,739**
差入保証金	83,576	資本準備金	235,739
保険積立金	43,243	**利益剰余金**	**3,277,228**
繰延税金資産	109,737	その他利益剰余金	3,277,228
その他の投資	19,736	繰越利益剰余金	3,277,288
貸倒引当金	△136,448	**自己株式**	**△370**
資産合計	**7,536,507**	**純資産合計**	**4,124,956**
		負債純資産合計	**7,536,507**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**6,982,715**
売上原価		**2,699,349**
売上総利益		**4,283,366**
販売費及び一般管理費		**3,267,148**
営業利益		**1,016,218**
営業外収益		
受取利息及び配当金	42,280	
業務代行収入	3,000	
貸倒引当金戻入額	1,307	
その他	1,022	47,610
営業外費用		
支払利息	5,406	
事務所移転費用	3,380	8,786
経常利益		**1,055,041**
特別損失		
固定資産除売却損	211	211
税引前当期純利益		**1,054,830**
法人税、住民税及び事業税	336,482	
法人税等調整額	△29,347	307,135
当期純利益		**747,694**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	611,864	235,244	235,244	2,576,688	2,576,688	△370	3,423,427	3,423,427
当期変動額								
剰余金の配当				△47,155	△47,155		△47,155	△47,155
当期純利益				747,694	747,694		747,694	747,694
新株の発行（新株予約権の行使）	495	495	495				990	990
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							－	－
当期変動額合計	495	495	495	700,539	700,539	－	701,529	701,529
当期末残高	612,359	235,739	235,739	3,277,228	3,277,228	△370	4,124,956	4,124,956

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月20日

株式会社ベネフィットジャパン
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　荒　井　　巖　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　池　田　哲　雄　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ベネフィットジャパンの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベネフィットジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月20日

株式会社ベネフィットジャパン
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　荒　井　　巖　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　池　田　哲　雄　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ベネフィットジャパンの2019年４月１日から2020年３月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、社外取締役を含む取締役、内部監査室その他の従業員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通を図り、事業の報告を受けました。

②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための内部統制システムの運用状況を確認し、検証しました。なお、財務報告に係る内部統制については内部監査室及び太陽有限責任監査法人から両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受けました。

③会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告をもとに意見交換を行いました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。（財務報告に係る内部統制含む）
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月21日

株式会社ベネフィットジャパン　監査役会

常勤監査役　竹　井　一　茂　㊞

監査役(社外監査役)　平　野　惠　稔　㊞

監査役(社外監査役)　三　嶋　政　美　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要施策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開及び経営基盤強化を踏まえた上で、以下のとおりといたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金８円　総額は47,194,904円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社の今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）に事業目的を追加するものであります。

また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.～21.　（条文省略）	1.～21.　（現行どおり）
（新設）	22. 電力小売事業
（新設）	23. 集金および回収代行業務
22.　（条文省略）	24.　（現行どおり）
（選任方法）	（選任方法）
第32条　（条文省略）	第32条　（現行どおり）
２　（条文省略）	２　（現行どおり）
（新設）	３　当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて株主総会において補欠監査役を選任することができる。
（新設）	４　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

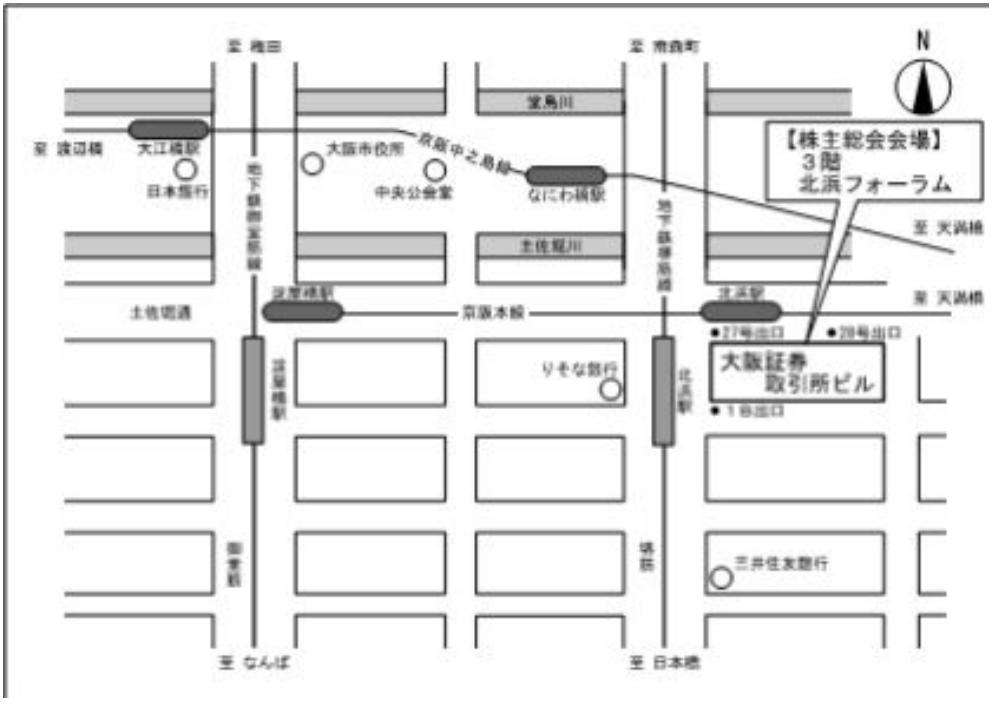
以　上

メ　　モ

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：大阪市中央区北浜１丁目８番16号
大阪証券取引所ビル３Ｆ
北浜フォーラム　Ｂ・Ｃ室
ＴＥＬ（06）6202－2311



［交通のご案内］
・地下鉄堺筋線北浜駅下車　１Ｂ出口（地下道直結）
・京阪本線北浜駅下車 27号出口（地下道直結）
・地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車・京阪地下道を東へ徒歩約７分
27号出口（地下道直結）
・京阪中之島線なにわ橋駅（４番出口）徒歩約４分

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022337
VEGETABLE OIL INK